

令和6年3月11日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

近江八幡市長 小西 理

市町村名 (市町村コード)	近江八幡市 (252042)	
地域名 (地域内農業集落名)	多賀町 (多賀)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月1日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業者のうち、高齢の方の今後の意向が不透明である。(その方の農地については、多賀ファームにて引き受ける予定のため、後継者問題に発展することは現状ではない)  
 今後は、他の集落の農地について引き受けていく可能性があると考えているが、農業者のキャパシティについて不安がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

区域内の耕作者の集約を検討し、作業効率を上げる。小麦・大豆の栽培は引き続きローテーションを図り作業の効率のアップを図る。小麦については2回～3回の防除を徹底する。大豆においても2回の防除の実施。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	33 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	33 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落での利用が行われる範囲を表示している。隣接する集落との協議により、変更の場合がある。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約を進め、圃場1面の拡大を農地中間管理機構を通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
離農される耕作者の農地はその都度担い手に集約されるよう農地中間管理機構を通じて貸借を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
当集落は30a以上の圃場が少ないため、耕作者と所有者の意向を確認しながら農用地の拡大を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内住人の担い手への作業の参加を募り、後継者育成を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
麦・大豆の防除関係は、島学区営農運営組合への委託をする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②環境こだわり農業の取組を継続・拡大する。
- ⑧世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策に取り組み農道や水路等を共同活動により保全する。